

主要施策関係参考資料

- 1 社会保障・税一体改革 1
- 2 年少扶養控除の廃止に伴う地方増収分 6
- 3 子ども・子育て支援法 7
- 4 福祉事務所の体制整備 10
- 5 国民健康保険制度の財政基盤の強化等 13
- 6 後期高齢者医療制度の円滑な実施 14
- 7 地域鉄道支援 15
- 8 特別支援教育の充実 17
- 9 小中学校等の長寿命化 18

平成 25 年 3 月 4 日
総務省自治財政局

連絡先（自治財政局調整課）
代表電話 03-5253-5111

社会保障制度改革推進法の概要

社会保障制度改革は、以下の方針に基づき、社会保障制度改革国民会議<※>における審議の結果等を踏まえ実施(推進法施行後1年以内<H25.8.21まで>に法制上の措置)。

※内閣に設置。有識者20人以内で組織(国会議員も委員就任可能)。総理が任命。

(公的年金制度)

・今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論。

(医療保険制度)

- ・保険財政基盤の安定化、保険料に係る国民負担に関する公平確保等を実施。
- ・高齢者医療制度は、状況等を踏まえ、必要に応じて、国民会議において議論。

(介護保険制度)

- ・低所得者をはじめとして保険料に係る国民の負担の増大を抑制。

(少子化対策)

- ・待機児童に関する問題を解消するための即効性のある施策を推進。

(生活保護制度)

- ・不正受給への厳格対処、給付の適正化、就労自立促進の実施。

担当 調整課
(内線)23349

社会保障における地方団体の役割

社会保障は、子育て、医療、介護などの多くが地方自治体を通じて国民に提供されており、地方自治体の役割も極めて大きいことから、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、今回の改革は、国・地方双方が協力しながら推進していく必要がある

※社会保障・税一体改革大綱抜粋

今般の社会保障・税一体改革では、全国レベルのセーフティネットである国の制度と地域の実情などに応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものとなっていくとの認識を共有

※「地方単独事業の総合的な整理」(H23.12.29内閣官房・総務省・財務省・厚生労働省)抜粋

【参考】社会保障制度改革国民会議の開催状況(設置期限:平成25年8月21日)

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| 第1回 H24.11.30(会長の選任等) | 第2回 H24.12.7(社会保障に関する最近の取組状況等) |
| 第3回 H25.1.21(これまでの議論の確認等) | 第4回 H25.2.19(ヒアリング(経団連、日商、同友会、連合)) |
| 第5回 H25.2.28(地方3団体、財政審) | |

(委員)

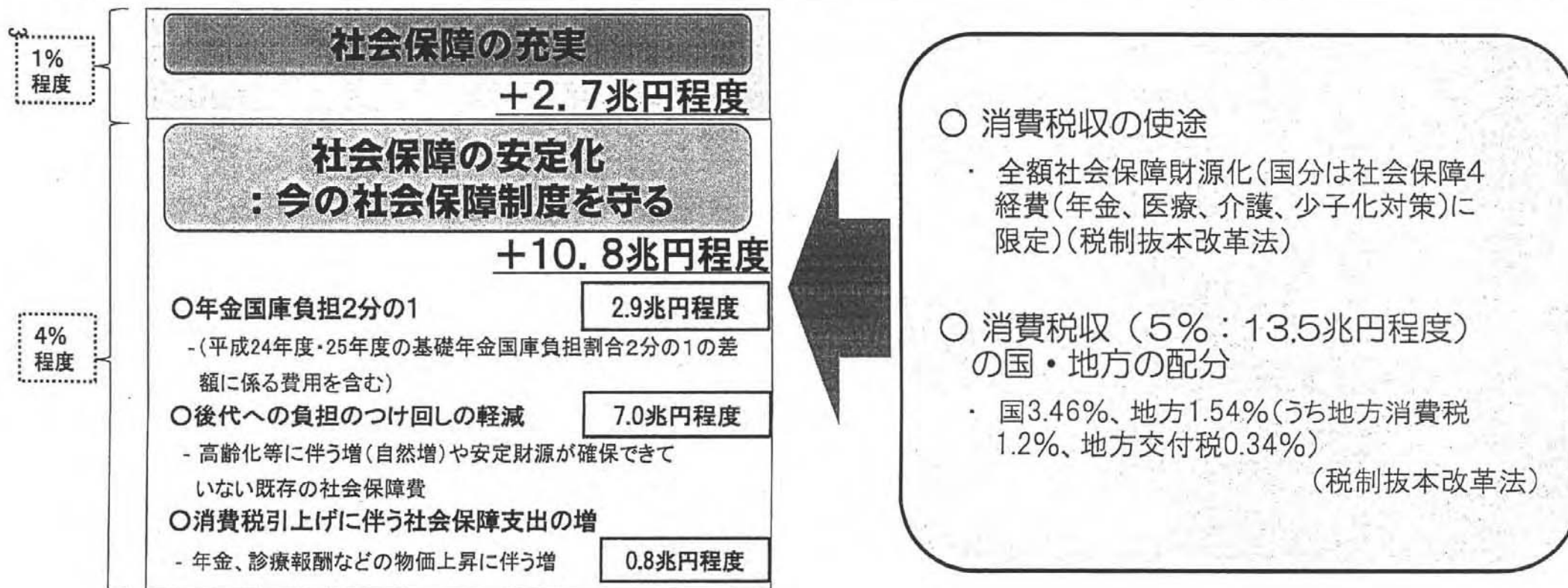
伊藤 元重 東京大学大学院経済学研究科教授
○ 遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授
大島 伸一 国立長寿医療研究センター総長
大日向雅美 恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
権丈 善一 慶應義塾大学商学部教授

駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授
榊原 智子 読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
神野 直彦 東京大学名誉教授(地方財政審議会会長)
◎ 清家 篤 慶應義塾長
永井 良三 自治医科大学学長

◎は会長、○は会長代理
西沢 和彦 日本総合研究所調査部上席主任研究員
増田 寛也 野村総合研究所顧問(前岩手県知事)
宮武 剛 目白大学大学院生涯福祉研究科客員教授
宮本 太郎 北海道大学大学院法学研究科教授
山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

一体改革における「社会保障の充実・安定化」について

- 「平成21年度税制改正法附則104条」
 - ・消費税を年金、医療、介護、少子化対策に充てることなど、税制抜本改革の道筋等を規定。
- 「一体改革成案」(23年6月政府・与党本部決定、23年7月閣議報告)
 - ・社会保障の充実2.7兆円程度(充実3.8兆円程度－重点化・効率化▲1.2兆円程度)の改革項目等を決定。
- 「一体改革・広報に関する基本方針」(24年1月関係5大臣会合とりまとめ)
 - ・社会保障の充実(1%程度)と社会保障の安定化(4%程度)の内容等について確認。
- 「一体改革大綱」(24年2月閣議決定)
 - ・成案を具体化し、具体的な改革項目と工程を決定。
- 「社会保障改革 工程表」(24年3月閣議決定)



一体改革のフレーム（社会保障の充実部分）について

社会保障の充実

+2.7兆円程度

○子ども・子育て支援の充実

0.7兆円程度

- 待機児童の解消（保育、放課後児童クラブの量的拡充）など

○ 既に所要の法律（子ども・子育て支援法等）が成立

○医療・介護の充実

~1.6兆円弱程度

- 病床機能に応じた医療資源の投入（入院医療の強化）、在宅医療・介護の充実（病院・施設から地域、在宅へ）など

○ 医療・介護サービス提供体制の機能強化

- ・ 自公政権下の社会保障国民会議の議論を反映
- ・ 関係審議会等で議論中

○ 医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化

- ・ 一部、所要の法律（国保法改正法）が成立
- ・ 関係審議会等で議論中

○年金制度の改善

~0.6兆円程度

- 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付、受給資格期間の短縮など

○ 既に所要の法律（年金機能強化法、年金生活者支援給付金法等）が成立

検討項目(平成24年11月16日 自由民主党・公明党・民主党 三党実務者協議)

○ 医療の改革

- ① 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保
- ② 医療保険制度について、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を実施
- ③ 医療の在り方について、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備
- ④ 今後の高齢者医療制度にかかる改革

○ 介護の改革

介護保険の保険給付の対象となる介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保

○ 年金の改革

- ① 今後の公的年金制度にかかる改革
- ② 現行年金制度の改善
(低年金・無年金者対策、厚生年金の適用拡大、被用者年金一元化等)

○ 少子化対策

社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施

住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分等への対応

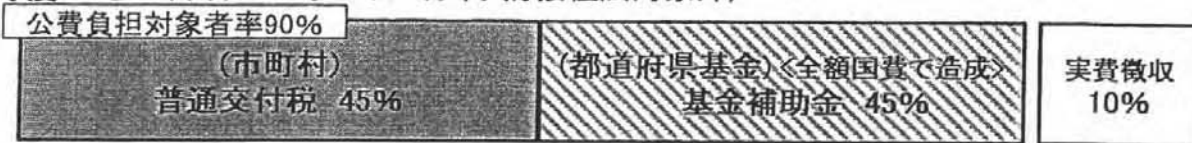
1. 追加増収分等への対応の概要(使途未定額:886億円)

平成25年度における追加増収分等(使途未定額:886億円)については、以下の国庫補助事業の一般財源化に活用

- ①子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業(522億円)
- ②妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業(364億円)

2. 予防接種に関する財政措置の見直し(1. ①の具体的内容)

<H24年度> ○子宮頸がん等3ワクチン分(予防接種法対象外)



子宮頸がん等3ワクチンの法定定期接種化(恒久化)

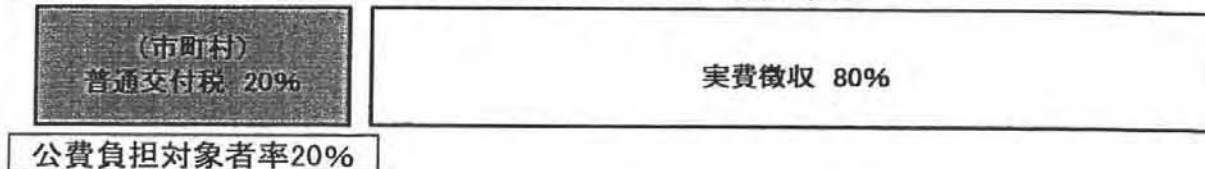
※予防接種法改正法案をH25通常国会に提出予定

<H25年度~>

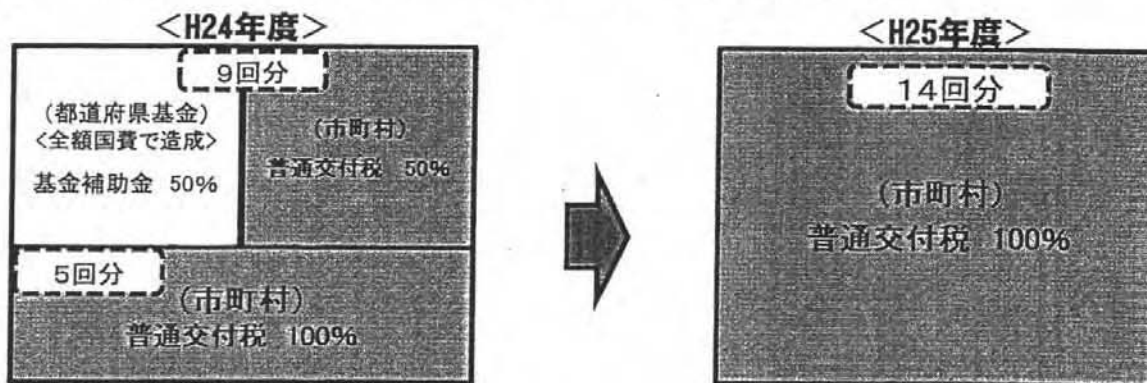


※上記の関係法令の改正により、既存定期接種ワクチンの財政措置も見直し。

<H24年度> ○予防接種法に基づく既存定期接種ワクチン<一類疾病分>



3. 妊婦健診に関する財政措置の見直し(1. ②の具体的内容)



4. 上記の措置と併せて講じる措置

難病対策<特定疾患治療研究事業>について以下の措置を実施

- ・ H26年度の超過負担解消・法制化に向けて調整
- ・ H25年度の国費を積み増し

<難病対策予算額> <H24> <H25>

事業費	1274億円	1338億円
国費	346億円	436億円

担当
(内線) 23349,23355

子ども・子育て関連3法に基づく仕組みについて

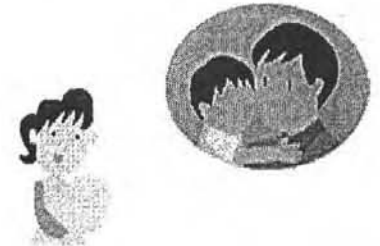
I 基本的な考え方(ポイント)

■ 基本的な方向性

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（地域子育て支援拠点など）

■ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務



II 給付・事業

○ 子ども・子育て支援給付

- ・ 施設型給付 = 認定こども園、幼稚園、保育所
- ・ 地域型保育給付 = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等
- ・ 児童手当

○ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等
- ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等

III 認可制度の改善

○ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入

- ・ 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ・ その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする

○ 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする

子ども・子育て支援の充実のための約0.7兆円の内訳

子ども・子育て支援の充実：約0.7兆円

* 子ども・子育て関連3法案に基づく仕組みは、消費税8%段階施行時に先行実施、消費税10%段階施行時に本格実施することを想定。

◎ 約0.4兆円

：最優先課題である待機児童解消等のため、保育等の量を拡充するために要する費用

【内訳】

* 子ども・子育てビジョン(H22.1閣議決定)ベースで算定
(ピークはH29年度末)

◇ 認定こども園・保育所・幼稚園 ＋約0.3兆円

・ 3歳未満児の保育利用数 H24年度 86万人 → H29年度末 122万人

* 3歳未満児保育の利用率 H24年度 27% → H29年度末 44%
(H23.4.1時点の3歳未満児の利用率 24%)

・ 平日昼間の保育利用児童数 H24年度 225万人 → H29年度末 265万人

◇ 放課後児童クラブ ＋約0.01兆円

・ 放課後児童クラブの利用児童数 H24年度 83万人(*) → H29年度末 129万人

* 1-3年生の利用児童利用率 H24年度 22%(*) → H29年度末 40%

* H23.5時点ベース

◇ その他 ＋約0.1兆円

・ 病児・病後児保育 ＋0百億円

H24年度 144万日 → H29年度末 200万日

・ 延長保育 ＋1百億円

H24年度 89万人 → H29年度末 103万人

・ 地域子育て支援拠点 ＋0百億円

H24年度 7,555カ所(*) → H29年度末 10,000カ所 * H23交付決定ベース

・ 一時預かり ＋約10百億円

H24年度 365万日(*) → H29年度末 5,755万日 * H23交付決定ベース

・ グループケア(児童養護施設等) ＋0百億円

H24年度 743カ所 → H29年度末 800カ所

◎ 約0.3兆円

：職員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善のための費用。

【参考】 質の改善として想定している主な内容

① 0～2歳児の体制強化

・ 幼稚園による0～2歳児保育への参入促進など

② 幼児教育・保育の総合的な提供に向けた質の改善

・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
・ 病児・病後児保育や休日保育等の職員体制の強化 など

③ 総合的な子育て支援の充実

・ 地域の子育て支援拠点における子育て支援コーディネーターによる利用者支援の充実 など

④ 放課後児童クラブの職員体制の強化

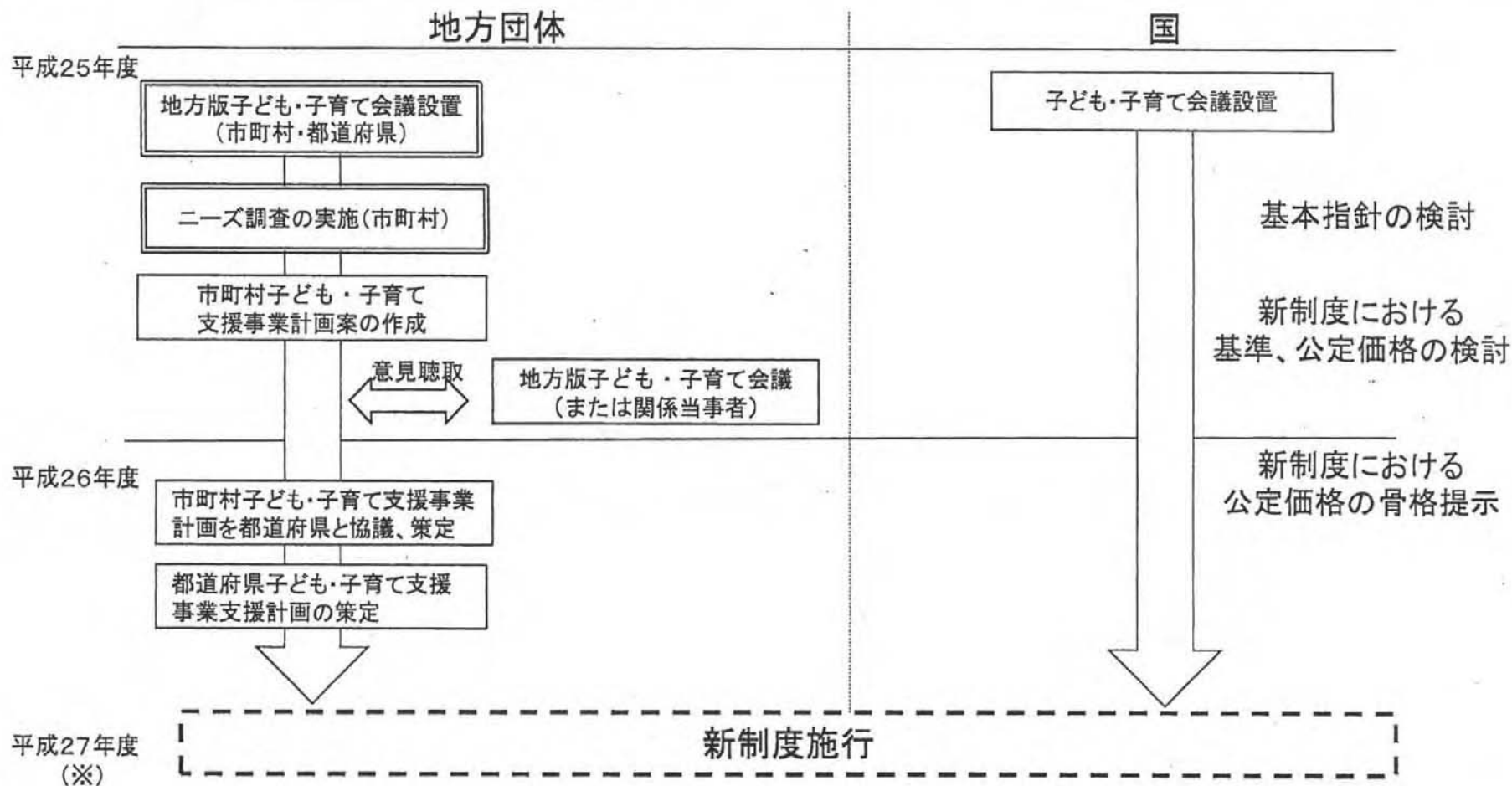
⑤ 社会的養護の職員体制の強化

※ 個々の具体的な金額については、優先順位をつけながら、地域の実態等を踏まえ今後検討。

* 子ども・子育てビジョンでH26年度末の目標値としているものは、H29年度末においても同水準と仮定して試算。

* H24.1の将来人口推計ベース

子ども・子育て支援新制度施行までの主なスケジュール



- ・早ければ平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、市町村及び都道府県は教育・保育・子育て支援に対する住民のニーズを踏まえた事業計画の策定や新制度の実施に必要な組織体制の整備等を行うことが必要。
- ・平成25年度は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の作成に要する経費(地方版子ども・子育て会議の開催及び市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって必要となる地域のニーズの把握に要する経費)について、地方財政措置を講じることとしている。

(※)本格施行の時期については、実際の消費税率の引上げ時期を踏まえて検討

福祉事務所の体制整備

生活保護制度の見直しに併せ、福祉事務所の体制整備を図るため、生活保護担当現業員、査察指導員及び嘱託医手当について、所要の地方交付税措置を講じる。

1 生活保護担当現業員

福祉事務所の生活保護担当現業員について、道府県分を3名、市分を2名増員する。

	H24年度	H25年度	対前年度比
道府県分	19人	22人	+3人
市分	13人	15人	+2人

2 査察指導員

福祉事務所の査察指導員について、道府県分を1名増員する。

	H24年度	H25年度	対前年度比
道府県分	2人	3人	+1人
市分	2人	2人	据え置き

3 嘱託医手当

福祉事務所における医療扶助のチェック体制を強化するため、嘱託医手当について以下の地方交付税措置を講じる。

	H24年度	H25年度	対前年度比
道府県分	3,979千円	7,071千円	+3,092千円
市分	1,190千円	2,117千円	+ 927千円

※数値は標準団体ベース。

担当 調整課 (内線) 23348

1. 生活保護法の改正

〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、以下の見直しを実施(今通常国会に法案提出を検討)

- ①不正・不適正受給対策の強化(地方自治体の調査権限強化、罰則の引上げ等)
- ②医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)
- ③生活保護受給者の就労・自立の促進(就労自立給付金(※)の創設等)

※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給

2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施(今通常国会に法案提出を検討)

- ①生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給
- ③利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設
- ④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

3. 生活保護基準の見直し

〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施(平成25年度予算案に反映)

- ①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ②前回(平成20年)の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③必要な激変緩和措置の実施

<生活扶助基準について以下の考え方に基づき見直す>

3年間の効果額:約670億円 (25年度効果額:約150億円)

① 今回の生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整
【財政効果:90億円】

② 前回見直し(平成20年)以降の物価の動向を勘案
【財政効果:本体分 510億円、加算分 70億円】

※生活扶助基準の見直しにあたっては、以下の激変緩和措置を講じる。

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅は、過去の類例等を参考に、±10%を限度となるように調整する。
- ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施する。

12

<別途、期末一時扶助について以下の考え方に基づき見直す>

財政効果: 約70億円(25年(12月)分のみ)

○ 現在乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給しているため、経済性(スケールメリット)(※)を勘案するよう見直す。

※ 家計における消費額は、世帯人数が増加しても単純に世帯人数倍されるのではなく、世帯内で共通して消費されるものがある等のため、世帯人数倍より低くなる

【例】二人世帯に支給される総額
現行:28,360円 新基準:22,000円程度

(参考) 期末一時扶助
食費等の出費が増える傾向にある年末にのみ支給しているもの。

[現行の期末一時扶助(1級地) 1人14,180円]
(複数人世帯の場合、単純に世帯人数倍した額が支給される)

国民健康保険制度の財政基盤の強化等

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための地方交付税措置を講じる。

平成25年度事業費 16,165億円程度

1 都道府県調整交付金（6,808億円程度）

都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡調整や市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,808億円）について地方交付税措置を講じることとしている。 【地方単独事業】

2 保険基盤安定制度（5,174億円程度）

(1) 保険料軽減分（4,201億円程度）

国保被保険者の保険料負担の緩和を図るため、保険料軽減相当額を一般会計から繰り入れる。 【地方単独事業（都道府県 3/4、市町村 1/4）】

(2) 保険者支援分（973億円程度）

低所得者を多く抱える保険者を支援するため、保険料軽減分とあわせて、平均保険料に保険料軽減被保険者数を乗じた額の1/2の範囲内の額を、一般会計から繰り入れる。 【国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4】

3 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業（3,183億円程度）

(1) 保険財政共同安定化事業

都道府県単位で市町村国保からの拠出金により1件30万円以上の医療費の負担の調整を行う。なお、平成27年度から事業対象が全ての医療費に拡大される。

(2) 高額医療費共同事業（3,183億円程度）

都道府県単位で1件80万円以上の高額医療費の負担の調整を行う。

【国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2】

4 国保財政安定化支援事業（1,000億円程度）

国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方財政措置を講じる。 【地方単独事業】

担当 調整課
(内線) 23349

後期高齢者医療制度の円滑な実施

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化及び制度の円滑な実施のための地方交付税措置を講じる。

平成25年度事業費 6兆257億円程度

1 後期高齢者医療給付費負担金（5兆4,456億円程度）

後期高齢者制度の医療給付費に係る定率負担。

【国 3/12、都道府県 1/12、市町村 1/12】

2 保険基盤安定制度（2,336億円程度）

後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、保険料軽減相当額を一般会計から繰り入れる。

【地方単独事業（都道府県 3/4、市町村 1/4）】

3 高額医療費等負担金（2,999億円程度）

(1) 高額医療費負担金（2,404億円程度）

レセプト1件あたり80万円を超える高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスク緩和を図る。

【国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2】

(2) 財政安定化基金（590億円程度）

保険料未納や給付リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置し、リスクを軽減する。

【国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3】

(3) 不均一保険料助成（5億円程度）

医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、不均一の保険料を設定する。

【国 1/2、都道府県 1/2】

4 広域連合への分担経費（326億円程度）

事務所運営費、システム機器リース経費、被保険者証作成経費・郵送料、冊子・リーフレット印刷製本費等、広域連合への分担経費

【地方単独事業（市町村）】

5 施行事務経費（140億円程度）

(1) 納付書作成経費（印刷製本費・通信運搬費）、口座振替関係経費等（138億円程度）

【地方単独事業（市町村）】

(2) 後期高齢者医療審査会経費・旅費等（2億円程度）

【地方単独事業（都道府県）】

担当 調整課
(内線) 23349

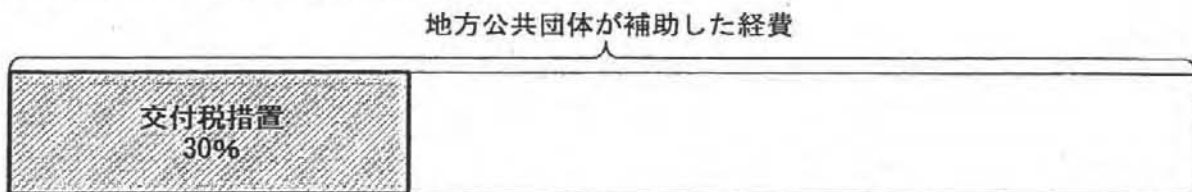
地域鉄道支援に対する地方財政措置について

地域住民の日常生活を支えている地域鉄道は、厳しい経営環境に置かれる中で、施設の老朽化も進んでおり、施設の更新等による安全運行の確保が重要な課題となっている。

また、地域鉄道のうち並行在来線については、初期投資のうち貨物調整金の対象とならない旅客分の負担が特に重く、安定した経営のためには初期投資（旅客分）に対して地方公共団体が財政支援を行うことが必要不可欠となっている。

こうした状況を踏まえ、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対して地方財政措置を講じることとし、更に並行在来線の初期投資については特例を設けることとする。

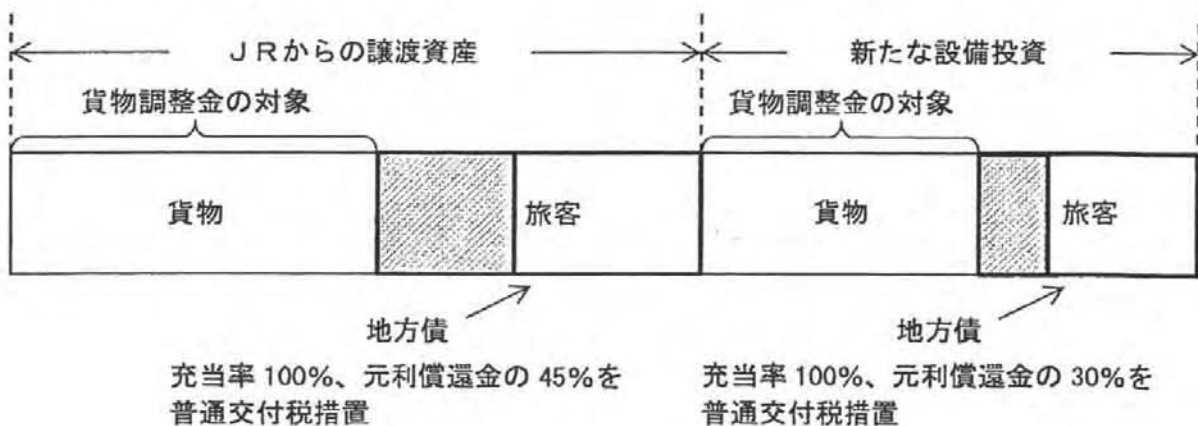
◎地域鉄道（一般）への補助



- ・ 地方債を充当する場合：充当率 100%、元利償還金の 30%を普通交付税措置
- ・ 地方債を充当しない場合：特別交付税措置（措置率 30%）

◎並行在来線の初期投資に係る特例

並行在来線については、JRから経営分離される並行在来線に特有の経費であるJRからの譲渡資産分（旅客分）への補助に限り、特例として交付税措置をかさ上げ（45%）する。

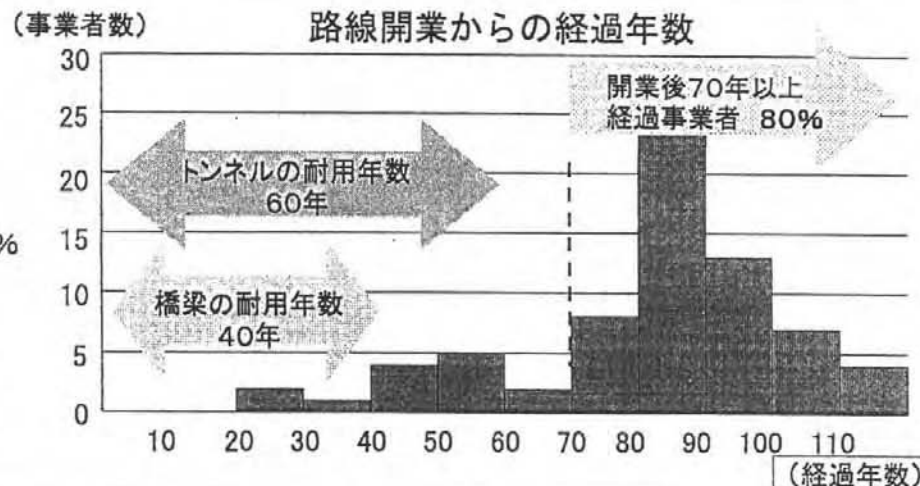
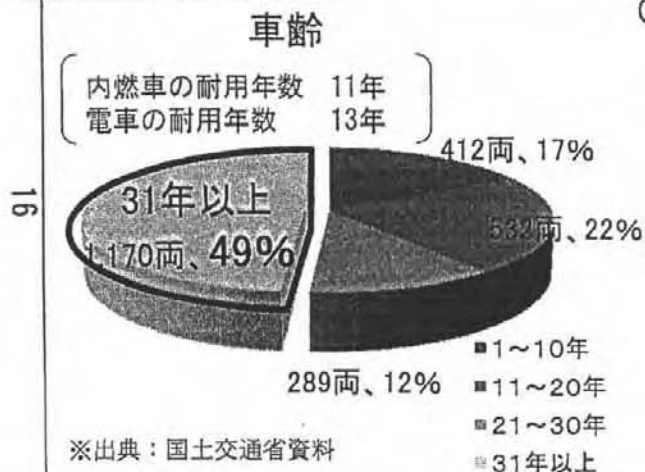


担当	調整課
(内線) 2 3 3 5 3	

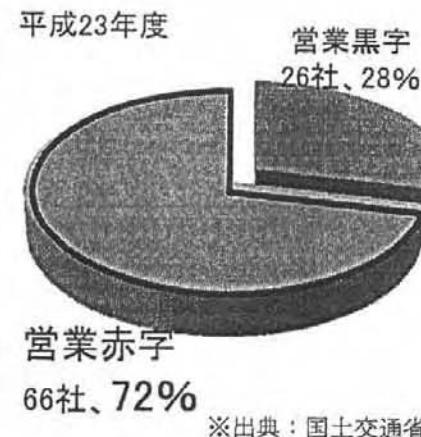
地域鉄道の状況

- 平成23年度における地域鉄道92社の内訳は、中小民鉄50社、第三セクター42社となっており、地方公共団体が鉄道の経営に
関与するケースが多い。※地域鉄道とは、旅客鉄軌道事業者のうちJR、大手・準大手民鉄、大都市部の民鉄事業者等を除いたもの。
- 地域鉄道の営業収支（平^㉓）は、92社のうち66社（71.7%）（平^㉒：68社（74.7%））が赤字。また、平成12年度以降、全
国で35路線、673.7kmの鉄軌道が廃止されている。
- 車両の約半数が31年以上経過（耐用年数13年）しているなど施設の老朽化が進み、安全運行の確保が重要な課題となってい
るが、施設の更新に対する負担が事業継続のネックになっている。

施設の現状

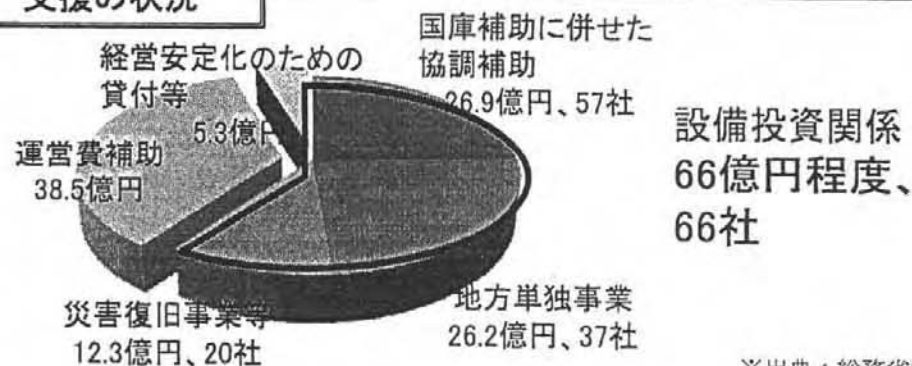


営業収支



- 地域住民の日常生活を支える地域鉄道への支援は地方公共団体の重要な政策課題となっており、設備投資関係
について、地域鉄道92社のうち66社に対して66億円程度（平成23年度）を地方公共団体が財政支援。

支援の状況



特別支援教育の充実

公立小・中・高等学校及び公立幼稚園において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の教育上特別な支援を必要とする児童生徒及び園児に対し、学習活動の支援、日常生活動作の介助等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費について地方交付税措置を講じる。

平成25年度においては、公立幼稚園を4,800人、公立小中学校を39,400人に拡充することとするなど、44,700人の配置に必要な経費について地方交付税措置を講じる。

平成25年度事業費 514億円程度

【参考】

	平成25年度	平成24年度	備考
小中学校	39,400人	36,500人	2,900人増員
幼稚園	4,800人	4,500人	300人増員
高等学校	500人	500人	
合計	44,700人	41,500人	3,200人増員

担当 調整課
(内線) 23346

小中学校等の長寿命化

小中学校等の危険改築事業の一部として平成25年度から実施される長寿命化改良事業（学校施設環境改善交付金）に伴い必要となる地方負担について、危険改築と同様の地方財政措置を講じる。

（例）義務教育諸学校の場合

【危険改築】

【国費】 学校施設環境改善 交付金 (1/3)	学校教育施設等整備事業債 通常分75%(70%)	財対分 15% (50%)	一般 財源 10%
---	--	---------------------	-----------------

【長寿命化改良事業】

【国費】 学校施設環境改善 交付金 (1/3)	学校教育施設等整備事業債 通常分75%(70%)	財対分 15% (50%)	一般 財源 10%
---	--	---------------------	-----------------

担当 調整課

(内線) 23346